

第17回社会保障審議会年金部会	参考資料2
平成15年4月22日	

第14回社会保障審議会年金部会 議事録

平成15年2月19日

第14回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成15年2月19日（金） 13：00～15：00

場 所：霞が関ビル35階 霞が関東京會館「ゴールドスタールーム」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員
岡本委員、翁委員、小島委員、近藤委員、杉山委員、矢野委員、山崎委員

○ 高橋総務課長

ただいまより、第14回社会保障審議会年金部会を開会いたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。座席図、議事次第のほか、資料1、横長の資料でございますが、「給付と負担の在り方（1）」、参考資料で、「第12回社会保障審議会年金部会議事録」をお配りをいたしてございます。

それから、委員の出欠の状況でございますが、本日は堀委員、山口委員、若杉委員、渡辺委員がご欠席とのご連絡をいただいております。ご出席いただいております委員の皆様方、三分の一を超えておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それから、開会に先立ちまして、社会保障審議会委員の任期の終了日、再任の関係でご報告申し上げます。この1月31日に社会保障審議会委員でこの年金部会委員を務めていただいている宮島部会長、翁委員、堀委員、若杉委員、渡辺委員におかれましては、年金部会の親審議会である社会保障審議会の方の任期が終了いたしまして、同日、再任をされたところでございます。年金部会長につきましては、社会保障審議会で、第6条第3項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」と規定されておりますので、本日の部会に先立ちまして社会保障審議会委員の皆様方5名の方々からお話をちょうだいした結果、引き続き宮島委員に部会長をお願いするということで、ほかの四人の方々から推挙いただいたところでございますので、宮島部会長に引き続き部会長をお願いすることになりますことをご報告申し上げます。

それから、部会長代理につきましては、同じく社会保障審議会令に基づきまして、部会長より、引き続き部会長代理として神代委員のご指名がありましたことも併せてご報告申し上げます。

宮島部会長及び神代部会長代理におかれましては、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

では、以降の進行につきましては、宮島部会長よろしくお願ひします。

○ 宮島部会長

ただいま総務課長からご報告がございました。今回は、報告を受けて部会長の席に座る

という手続を省かせていただきました。大変失礼いたしました。

この16年の改正までは継続的に責任を負わざるを得ないだろうというのが、私の思いでございます。その趣旨から神代先生にも引き続き部会長代理をお願いいたします。今後とも委員の方々にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速今日の議事を始めたいと思ひます。既にご了解いただきましたように、今回から各論の議論に入つてまいります。本日は「給付と負担の在り方」ということですが、これについては、極めて重要な論点でございますので、今回と3月の1回目の合計2回にわたりまして、ご議論をいただくことといたします。

これから資料1につきまして、事務局からご説明いたしますが、率直に申しまして、なかなか難しい。ですから本日のところはどちらかというところ、この資料についての説明を少しかみ砕いて説明していただきます。専門家の委員にとっては、それは二重の手間だと思ひつゝるかもしれませんが、私も含めまして、相当かみ砕いて説明をしていただきたいと思ひておりますので、事務局の説明だけで、恐らく1時間程度とることになるのではないかとと思ひます。

本日は2時間の会議でございますので、従来のように休憩をとることをいたしません。説明後、残された時間、閉会時間の5分ぐらい前までをその質疑に充てたいと、このように本日の議事は考へておりますので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。

それでは、早速ご説明をお願ひしたいと思ひます。

○ 高橋総務課長

その前に、先ほど1点、申し上げるのを忘れておりました、年金局長は国会の方に呼ばれておりました、最初おりません。途中来るかもしれませんが、また、後で呼ばれておりますので、そのときは中座するかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○ 木倉年金課長

それでは、資料の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

「給付と負担の在り方」の1回目の資料ということで、昨年お示しをしてきたような資料、あるいは「方向性と論点」の中で見えていただいた資料の補足的なデータ等を挙げさせていただきます。ばらばらの資料でわかりにくいかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

全体は目次にありますように、まず給付水準というものを考へていただく場合に、一つは、「方向性と論点」で示しておりますように、給付水準を今後とも維持していくという考へ方に伴った場合のデータ、保険料固定方式でやってみたときのデータ等について、補足的なデータを示させていただきます。それから、消費と年金との兼ね合いをどうい

うふうに見るのかということで、過去のデータ等、あるいは現役世代のデータ等を見ていただきたいと思っております。

それから、2番の方の負担の在り方としましては、入り口として、「方向性と論点」を示しておりますが、前回からの課題で残されております保険料引上げの凍結ということにつきまして、ぜひご理解いただきたいということ、あるいは基礎年金の国庫負担1/2の引上げの問題についてご理解いただきたいということ。それをもう一度示させていただいた上で、その給付と負担の在り方の見直しについて考え方・方式をどのように考えていくのか、あるいは最終的な保険料をどう考えていくのか。それから、その途上での段階保険料の引上げの問題をどう考えていくのかといったことをもう一度見ていただいた上で、論点の例を少し挙げてご議論の素材にさせていただければということでお示しております。

それでは早速ですが、最初の給付水準の考え方といたしまして、1～2ページに少しデータを付けたものを3～4ページに図で示しております。まず材料として「方向性と論点」の中で、将来の給付水準は、一定の前提を置いたものでございますが、このように変動するのではないかとということを見ていただいておりますが、それを比較していただくために主なものを並べて示しております。一番上に現行のもの、これは現役の平均賃金に対しての所得代替率なのですが、59%という設計になっております。それをモデル的に示しますと、夫婦二人の基礎年金は13.4万円であり、厚生年金もあわせると23.8万円になります。

ここでは2050年という表示をしておりますけれども、後でまたご説明申し上げますが、保険料を固定をして給付の伸びを調整をしていく場合に、調整をしなければいけない期間が長かったり短かったりいたします。左から3番目の欄にあるように、2020年で終わるものもあれば2048年までかかるものもあるということもございますので、所得代替率を少しずつ縮めていくということもございますので、すべてが終了した段階でないで一定の率になっておりませんものですから、調整が終了した後の2050年時点のものをとってみております。試算では毎年物価は1%の上昇があるという前提で計算しておりますが、ここでは物価の分は今の購買力で見させていただくということで割り戻しをしています。賃金の上昇につきましては、名目賃金2%の上昇を見ております。

それに対しまして、給付水準維持方式というものでございますけれども、これは現役の平均賃金の59%をずっと維持していくということでございます。そうしますと、夫婦単位の基礎年金額、これも「方向性と論点」で、2050年までの数字で伸ばしたものを、それを物価で割り戻している数字でございますが、お二人で20万円、それから厚生年金と基礎年金お二人分でモデルで示しますと35.2万円。これは2050年時点の現役の平均賃金に対しましての59%という数字でございます。

次の保険料固定方式の方でございますけれども、まず基準ケースというものを示してお

ります。方向性と論点で一番基準になるものとしてお示したものでございますが、2032年までスライドの調整を続けさせていただいてバランスをするということでございます。その後は所得代替率が59%から52%まで縮まった後は52%の代替率でいける、すなわち一人当たり手取り賃金の伸びで年金を改定していけるということでございます。52%が保たれるということでございます。そのときの2050年時点の年金額について物価を割り戻したものが夫婦2人の基礎年金で17.6万円であり、モデル年金の方で31万円であるということでございます。

以下、人口が高位、低位にぶれた場合、あるいはこれはこういうふうにしたくないということでございますけれども、国庫負担が1/3の場合の数字、あるいは厚生年金保険料率を18%でとどめる場合の数字等々を見ていただいているということでございます。

いずれもこれは次のページにありますように、実績準拠、すなわち、また次回もう少し詳しく見ていただこうと思っておりますけれども、被保険者数がだんだん減っていくということに伴って調整をさせていただくという実績準拠法と、将来被保険者数がぐっと減るのであれば、最初から早めに平均的な数字をとって調整をしていった方がいいのではないかという平均化法と両方あるわけです。ここでは実績準拠法の数字を見ていただいております。

それから、名目年金額下限型、すなわち新規裁定の場合に賃金の上昇率から被保険者数の減少分をスライド調整させていただくわけですが、少子化がきつくなってくる時代においても前の年に対して年金額をマイナスにはしないというやり方で試算をしている。これが名目年金額下限型でございますので、それを見ていただいているということでございます。

これだけだとおわかりになりにくいと思いますので、次の3ページ、4ページに棒グラフで比べてみたものをお示しをしております。

3ページの上でございますが、これは今までも時どきご覧いただいたものでございます。まず上の方は、モデル年金の水準で、基礎年金お二人分満額で13万4,000円、厚生年金40年加入した方お一人分で平均賃金で加入されておれば10万4,000円ということでございます。足して23万8,000円が今のモデル的な年金額ということでございます。その下に、夫65歳以上、妻60歳以上の世帯、これは有業者なしでございますので、そういう世帯についての5年に一度の全国消費実態調査からの消費の平均値を出しております。そうしますと、これが24万4,000円ぐらいの消費であるということ、ほとんどの部分をモデル年金であればカバーができているという状況であります。

そのうち、基礎年金の水準とよく対比されます基礎的な消費の部分、食料、住居、光熱・水道、家事、家具用品、被服及び履物といったところまでをとって基礎的な消費という

ことでお示ししておりますが、これが今12万515円という状況にあるということです。その他、基礎的な部分以外の消費を加えまして、その他の支出、使途不明の小遣いを全部含めて24万ぐらいの状況にあるということでございます。

4ページには、今の状況を上二つの棒グラフに書いてございます。平成11年の24.4万円の消費支出のグラフ、その次に現在の23.8万円のモデル年金の棒グラフを書いてございます。現時点の40.1万円（手取り年収）に対して23.8万円というのはちょうど所得代替率59%に当たるというふうな状況にあるということでございます。

その次に給付水準維持方式というのを付けておりますけれども、給付水準維持方式の中の基準ケース、すなわち右側に書いてあります経済前提をBという中間的なもので見ているということでございます。2008年足元までの経済状況は方向性と論点で示したように余りよくは置いておりませんが、その後の状況として名目賃金の上昇が2%ある。物価の上昇が1%あるというような前提を置いてのものでございます。これで2050年まで賃金の上昇が実質的に1%あるということを見ていって、物価だけは現在の購買力で比較するために割り戻して見てみますと、そのときの現役の方の平均賃金は59.8万円ということございまして、給付水準維持方式により59%で維持されるということは、59.8万円に対して59%で35.2万円の水準、基礎年金は20万ちょっとぐらい、報酬比例部分は15.2万円ぐらいという水準にあるということです。

次に保険料固定方式の部分でございますけれども、こちらの方は経済前提Bでやってみたもの、以下、人口を変えてみたもの等々を付けておりますけれども、これにつきましても59.8万円に対しましての比率として、52%なり、57%なりということを見ていただいております。そうしますとこのような基礎年金及び報酬比例部分の変動の幅になるということでございます。

一番下の方の経済前提Aというもので33万円と書いておりますが、これは右側の経済前提Aの部分、現役の平均賃金が61.5万円となっておりますが、これはBと違いますのは、足元の2008年までの経済の伸びを少し大きめに見ておりますので、その分だけ差がついておりますが、61.5万円に対しましての54%水準、これが33万円程度であるということで見えていただいております。

経済前提Cといいますのは、一番下でございますけれども、21.3万円（45%）、これは経済前提C、すなわち足元も将来も少し小さめに見込んで、平均的な現役の賃金が47.7万円の場合の45%は21.3万円であるということでお示しをさせていただいております。

赤いゾーンで描いているもの、水色のゾーンで描いているものと分けておりますけれども、この赤い部分は基礎年金部分がこの幅で変動していることを見ていただいております。すなわち一番低い経済前提Cのところの12万円ぐらいから一番高い給付水準維持の20万円

ぐらいの幅で変動しております。青いところで見させていただきますと、これも経済前提Cで考えて21.3万円ぐらいから一番上の給付水準の35.2万円ぐらいの幅で変動しているのを見ていただいております。特に保険料固定方式で水準が変動する場合に、経済の前提が変わると、どの程度まで変動が予測されるのか。さらに経済前提が悪くなる場合等いろいろ議論が必要ですが、それはまた経済前提の議論のときにさせていただく必要があるかと思いますが、一応方向性と論点で示したものの範囲内でご覧をいただいております。

5ページ、6ページにはこの表の中からご議論いただきたい点について書き出しております。

5ページの最初の「○」で、今のモデル年金額23.8万円は高齢者夫婦世帯における消費支出をほとんどカバーできるところまでは来ている状況であるということであり、あるいは基礎年金の13.4万円は、基礎的消費支出の12万円余を補ってプラスアルファぐらいまで来ているということをお示ししております。

次の「○」ですが、将来の生計費、さらに消費がどのように伸びていくのか、これをなかなか見通すことは難しいと思いますが、現時点での購買力、今消費されているこの水準を保てていけるかということを中心に置いてみるということについて、将来、さらに実質的な賃金が上がっていく中で、消費が伸びたとしてどう考えるか。一応物価の上昇分、購買力の分は今に揃えて見ていただいたらいいのではないかとこのように考えていただいております。

次の「○」、給付水準維持ケースの場合には一番高い伸びですので、今の購買力の水準を上回る年金の水準に伸びていっているということです。

4番目の「○」ですが、保険料固定方式では、その範囲内で少子化の状況、経済の状況等に応じて幅を持って変動しておりますが、この中のものをどう見ているかということです。次の6ページの最初の「○」ですが、基準のケースで見させていただきますと、基礎年金部分が17.6万円あり、報酬比例部分を足して31万円になっているわけですが、これにつきましても、現在の24万円の消費水準よりも実質的に高い消費ができるという購買力の水準には伸びていっています。

次の「○」ですが、人口や経済の前提について幅を持ったものを見ていただいておりますが、概ね大体今の水準よりも上に伸びているような状況にある。その「※」で書いている経済前提Cの一番下の棒グラフのケースでございますけれども、これがぎりぎり基礎年金部分が今の購買力で見れば12万円、あるいは報酬比例を足しまして21.3万円ということでございますので、12万円で見れば、今の基礎的な消費部分と同等程度の数字、21.3万円は24万円に達しませんが、24万円の中のその他の支出分、例えば交際費とかそういう部分をカバーできないぐらいの消費の部分にはきているというふうなことではなかろうかとい

うことです。

それから、これは将来に向けて、一定の賃金、物価を前提に置いたものですので、なかなか比較しづらい面もあるかと思いますが、過去においてどんな消費の動向であったかということを見ていただくために7、8、9、10と4ページにわたり資料を付けさせていただきます。まず7ページの棒グラフ、こちらが先ほどの24.4万円に対応するような基礎的消費、それ以外の消費も含んだ全部の消費についての変化の状況でございます。次の8ページは、食料費等々の基礎的消費部分のみについての変化の状況を見ていただくためのものです。

7ページの一番左の縞模様の棒グラフ、これは物価の伸びでございます。それから三角の点々は賃金、平均標準報酬月額で見えていますけれども、賃金の月額の変化でございます。右、左とグラフがありますが、左の棒グラフは49年～平成11年の5年毎の伸び率を単年度で割ってみたもの。40年代は大きく伸びており、最近の平成6年～11年にかけては伸びが非常に小さくなってきております。

右は5年毎ではなく49年～11年の26年間になりますが、これ全体をならして見たもの。いずれにしても昔からとった方が大きく伸びて今は伸びが小さいということです。

その前提の下で折れ線グラフですが、黒い破線が、サラリーマン世帯（勤労者）の世帯一人当たりの消費の変化の状況、薄い実線が自営業の方の世帯一人当たりの消費の状況でございます。5年毎のもので見ると少しぶれがありますが、右側のように大きくならせて見てみると一人当たりの消費の動向はほぼ同様の伸び率の推移ではなかろうかと思われま

す。

物価と賃金との関係で見るとなかなか一概に言えませんけれども、この棒グラフだけで単純に見てみますと、消費支出は物価よりやや高めにずっときていて、平成6年以降は物価より下回っているような状況になるのではなかろうか。また、一人当たりの賃金の伸びよりは少し低めに推移してきているのではないかという感じでございます。

次の8ページの基礎的な消費の方ですが、こちらは同じようなグラフで表示しておりますが、下の四角に書いておりますように、サラリーマン世帯と自営業の世帯は大体、同等の変化ではなかろうかということでございます。その次の「○」に書いておりますように、基礎的な消費の動向はどうかというと、物価と同じぐらいか、近年は物価よりも下回ってマイナスぐらいまでになっているという状況であります。上と下を比べてみますと、賃金が上昇してきた中での生活水準の向上部分はどちらの消費で伸びているのだろうかということになりますと、基礎的な消費部分が物価と同じ程度しか伸びてない、あるいはそれ以下だという一方で、それ以外の部分、基礎的消費以外の部分で生活水準、賃金向上分が支出に充てられて伸びてきているのではないかというふうに見られるのではないかというこ

とを示しております。

それを数字で書き出したものが9ページと10ページでございます。なお、先ほどのグラフに入れておりませんでした高齢者の夫婦の世帯（有業者なし）の数字も入れておりますけれども、全体にはサラリーマン世帯や個人営業所帯よりも伸び率が同程度かやや大きめに出ております。これは年金の成熟化の過程の中で、無業者ですから年金の増が一番収入に大きく反映されていると思いますけれども、あるいは世代の感覚もあると思いますが、伸びてきています。近年ではだんだん伸び方が勤労世帯なり個人営業世帯と同程度になってきている、まだ少し大きめではありますが、そういう動向にあらうかと思えます。

この辺が過去の動向ですが、近年大体小さくなってきておるということ踏まえて、将来、この消費の伸び、基礎的消費あるいは全体消費の伸びをどう見るのか、それに対する年金の所得代替率をどう見るのかということをもたご議論いただければということでございます。

次に12ページからですが、こちらの方は、これは前に現役世代はどのぐらいの消費の水準にあるのかということで世代別に比較をして見ていただいたことがあります、それをもう一度見ていただいております。12ページはそのままの資料ですが、妻60歳、夫65歳以上の夫婦世帯が一番上の棒グラフ、次の棒グラフが50代、次が40代、30代ということで4段階示しております。一番左の方が税、社会保険料（非消費支出）でございます、次が土地家屋のローン返済、次の欄が教育費、一番右が教育費を除いた消費支出の、その他の部分でございます、この部分を括弧内のように一人当たりで比べてみるということをやってみますと、60代以上の一人当たりの消費（17万円）は40代（16万円）、30代（15.4万円）よりも大きい状況になる。この辺を現役世代が賦課方式で負担をしながら年金の給付をしている。60代以上の消費がほとんどカバーをできるような状況にあるということについてどのように考えるかということで、これまでもご覧いただいた資料でございます。

これをご覧いただきながら、次の13ページ以降でございますけれども、これを比較対照に使うことはなかなか難しいと思いますが、先ほど最初に見ていただいたような現役世代に対する所得代替率が59%とか、あるいはそれが52%、さらに45%になりますという代替率の試算結果を示しましたけれども、その消費との兼ね合いの感覚がなかなかつかみがないと思うのですが、ここで少し材料として、例えば13ページの方でございますが、今見ていただいた一人当たりの教育関係費以外の消費について、60代（17万）、50代（19万）、40代（16万）、30代（14.5万）というのを比べてみると、その消費の全体の額のレベルでございますが、そうすると、60代以上に比べて30代は-15%程度のような水準になるということでございます。

14ページの「○」の三つ目に書いていますように、仮に60代以上のこういう世代の消費

をモデル年金がほとんどカバーできるような状況にあるということになりますと、そのことを前提にしながら、所得代替率が59%→50%になるというとき、購買力のレベルを15%ぐらい落としてみる。59%から15%落としたものが50%ぐらいでございまして、50%の購買力レベルというのは、例えば感覚をつかんでいただくとすれば、30代ぐらいの14.5万円ぐらいの購買力のレベルぐらいではないか。世代が違いますし、消費の中身が違いますから見づらいですが、比較対照として見ていただければということを示しております。

また、教育費だけでなく、どれをとっていてもいいのですが、次の15ページでは、教育費以外に、先ほど申しました24.4万の中には、使途不明の小遣いという部分がございます。これが60歳以上ですと7,000円ぐらいとか、50代ですと3～4万円ぐらいとか、40代は3万ぐらいとか、そのぐらいのものがあるのですけれども、それもバラツキがありますが、使途不明ということであれば、差し引いて比べてみるかということ、差し引いて比べてみたものが15ページでございまして、これで見まして、そんなに大きく差がつかせませんが、30代が17～18%ということになっておるということでございます。

これも同じような考え方で少し比べる材料にできるかどうか見てみますと、59%を18%下げた49%ぐらいの消費レベルは、30代の教育費や小遣いを除いたような消費のレベル程度の総量と同じくらいになる。中身は全く違うことを前提にしたからでございますが、そういうようなところではなかろうか。この辺も少しご議論の材料にいただければということでお示しをしております。

次に18ページからでございますが、負担の方のご議論の材料として示しております。

まず入り口論で保険料負担の引上げ凍結の解除をぜひご理解願いたいということでございます。段階的な保険料引上げ計画の途上にあり、引き上げていかなければいけないということであったわけですが、12年の前回の改正のときに当時の経済状況にかんがみ、引上げは凍結され、将来の保険料は全く示されておられません。当分の間17.35%、総報酬に換算しての13.58%のままと。国民年金も1万3,300円のままということであります。

しかしながら、少子・高齢化が急速に進行する中で、将来の保険料をさらに過度に上昇させないためには計画的に引上げを行っていく必要があるということでございます。欧米諸国でも成熟化の段階ではだんだんと引上げを行ってきて今に至っております。

前にも見ていただきましたが、仮に今のままずっと保険料が上がらないことになると、1/2国庫負担をしたとしても、約束した将来の給付の3割を直ちに抑制しなければいけない。あるいは国庫負担1/3のままですと、4割抑制しなければいけないということも出てきてしまう。こういうことがあってはならないということでぜひお願いをしたいということでございます。

データとしましては、前にこれもご覧いただいておりますが、19ページ、20ページで